

川崎市立川崎病院医療材料等委員会要綱

(設置)

第1条 川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）に医療材料等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、川崎病院における診療材料及び診療に必要な医療器具（以下「医療材料等」という）の採用、死蔵化の防止、その他使用の効率化及び医療器械の試用に関する事項を検討し、病院運営の健全化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、院長が指名する。

- (1) 事務局長
- (2) 医師及び歯科医師 16名
- (3) 看護師 3名
- (4) その他の技術員 2名
- (5) 事務員 5名
- (6) 委員長が必要と認めた者

(委員長の任務)

第4条 委員会に委員長を置き、院長が指名する。

2 委員長を補佐するものとして副委員長を置き、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(委員長の代行)

第5条 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は原則として、毎月最終金曜日に委員長がこれを招集し、その議長となる。ただし、委員長が必要と認めた場合は随時に招集することができる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決定する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、検討事項に関する関係者を会議に出席させ、説明及び意見を聞くことができる。

(議事)

第8条 議事は、次の各号に掲げる事項について検討し、決定するものとする。

(1) 医療材料等新規購入の採否に関する事項

(2) 既採用医療材料等の削除に関する事項

(3) 医療材料等の試用に関する事項

(4) 医療材料等の適正な使用及び管理に関する事項

(5) 医療器械の試用に関する事項

(6) 委員会が必要と認めた事項

(新規購入方法及び報告)

第9条 医療材料等の新規購入を希望する者は、各所属長と協議し、医療材料等新規購入申請書(様式第1号)により、開催1週間前までに委員会に申請しなければならない。

2 医療材料等を購入した者は、その使用状況等を委員会に報告しなければならない。

(医療材料等の削除)

第10条 委員会は、次の各号に該当する医療材料等の削除について検討する。

- (1) 1年以上使用しなかったもの
- (2) 発売中止、製造中止になったもの
- (3) 同種医療材料等の採用により不用となったもの、または不用となる見込みのもの
- (4) その他削除できる医療材料等
(医療材料等の試用許可申請)

第11条 医療材料等の試用を希望する者は、医療材料等の試用許可申請書（様式第2号）により、開催1週間前までに委員会に申請しなければならない。

2 特別な事情により購入による試用を希望する者は、医療材料等の試用購入申請書（第6号）により、開催1週間前までに委員会に申請しなければならない。ただし、試用する医療材料等は、保険請求可能なもののみとし、期間・数量を限定するものとする。

3 医療材料等の試用を許可された者は、委員会に試用結果を試用結果報告書（様式第3号）により報告しなければならない。
(医療器械の試用許可申請)

第12条 医療器械の試用を希望する者は、医療器械の試用許可申請書（様式第4号）により、開催1週間前までに委員会に申請しなければならない。

2 医療器械の試用を許可された者は、委員会に試用結果を試用結果報告書（様式第5号）により報告しなければならない。
(可否の決定及び公表)

第13条 委員会は、医療材料等の採用、削除、その他委員会における決定事項について院長に報告するものとする。なお、院長の可否の決定後、院内に公表するものとする。

(緊急時の対応)

第14条 この規約に定めるもののほか特別な事情がある医療材料等の購入にあたっては、委員長は事務局と図り、次の委員会の開催までの期間許可することができる。

(事務局)

第15条 委員会の事務局は庶務課経理係に置く。

(附則)

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

この改正規約は、平成9年4月1日から実施する。

この改正規約は、平成10年4月1日から実施する。

この改正規約は、平成10年12月1日から実施する。

この改正規約は、平成12年8月1日から実施する。

この改正規約は、平成15年4月1日から実施する。

この改正規約は、平成16年6月1日から実施する。

この改正規約は、平成26年10月1日から実施する。